自動車保管場所使用承諾書の発行について

●自動車保管場所使用承諾書の発行について

自動車の名義あるいは住所の変更や自動車を買い替えるときは，保管場所を管轄する警察署に『自動車保管場所使用承諾書』を提出する必要があります。

承諾書は一般財団法人茨城県住宅管理センターの**窓口でのみ発行**いたします。発行の際は，**手数料３５０円**及び**下記の書類**が必要になります。

承諾書の発行には下記の①・②両方の書類が必要です。

①車を入手する（した）ことがわかる書類	②車を処分する（した）ことがわかる書類
・注文書 ・売買契約書 ・譲渡証明書等　いずれかの書類 ※見積書は不可	・抹消登録証明書等（軽自動車は現在証明書） ・下取り明記のある注文書 ・譲渡証明書等　いずれかの書類

※市営住宅の家賃等に未納がある方については発行いたしません

全額お支払いいただいた後に発行いたします。

※承諾書を発行後、後日新しい車の自動車検査証記録事項の写しを提出してください

保管場所使用承諾書発行時にお渡しした『駐車場使用（変更）許可申請書』に新しい車の『自動車検査証記録事項の写し』を添付して，窓口又は郵送で提出してください。

ただし，２台目の駐車場については，上記書類の提出は不要となります。

※書類に不備がある場合には，承諾書を発行いたしません

ご不明な点は，下記までお問い合わせください。

【注記】「**自動車検査証記録事項**」は，車検や登録内容変更を実施した場合，「電子車検証」とともに受領する書類です。提出時にはお間違えのないようにしてください。

【 問合せ先及び発行場所 】
水戸市営住宅指定管理者
一般財団法人茨城県住宅管理センター　水戸センター　管理課
〒310-0062 水戸市大町 3－4－36 大町ビル２階
電話：０２９－２９７－８３６０